就職活動におけるセクシャルハラスメントのガイドライン

応募者の皆様

当社では、就職活動におけるハラスメントを防止するため、下記のガイドラインを定め採用に関わる全従業員に対しての周知を図っております。又、応募者の皆様にご利用いただける相談窓口を設けております。

就職活動におけるセクシャルハラスメントのガイドライン

「就職活動におけるセクシャルハラスメント（以下、就活セクハラ）」とは採用活動（説明会、面接、OB/OG座談会、店舗見学会、内定者イベント、電話・SNSを通じて接触するケース）において性的な言動をもって就職活動並びに応募者の人権を害する行為をいう。 採用活動に関わるすべての従業員は、就職活動中の応募者などに対して、これに類する行為を行ってはならない。

1. 目的

就活セクハラを防止し、公平かつ安心して応募できる環境を提供することを目的とする。

2. 適用範囲

採用活動に関わるすべての従業員とは採用担当者、面接官、リクルーター等、採用活動に関わるすべての従業員

3. 採用活動におけるセクシャルハラスメントとは

採用活動に関わるすべての従業員とは採用担当者、面接官、リクルーター等、採用活動に関わるすべての従業員

(1)　「わいせつ」と受けとれる映像・画像の閲覧、配布、掲示
(2)　性的な会話・質問
(3)　身体への不必要な接触や言動
(4)　採用活動以外で応募者の個人アカウントを勝手に利用する行為
(5)　身分を利用した交際や性的な関係の強要、及び採用における不利益な扱い

(6)　説明会、面接会場、座談会など決められた場所以外で会社の許可なく応募者と会うこと

4．その他

セクシャルハラスメントについては、異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為も対象となる。 また、被害者の性的思考または性自認に関わらず、性的な言動であればセクシャルハラスメントに該当する。

【相談窓口】

就活セクハラに関する相談（苦情を含む）窓口は以下の通りです。おひとりで悩まずにご相談ください。

スター本部

📞077-552-6222

受付時間：9：00～17：00
1月1日～3日は受け付けておりません。
メール：info@sstar.co.jp

●匿名での相談、通報は公平な調査や対応ができません。
相談者、通報者だけでなく行為者についてもプライバシーを守り対応いたしますので、安心してご相談ください。

●窓口を利用したことによる不利益な扱いはいたしません。
相談者や通報者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取り扱いは行いません。

相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び、行為者に対する措置を講じます。また再発防止策を講じるなど適切に対応いたします。